確定稿

仙台市いじめ問題専門委員会 議事録

(第30回 仙台市立小学校児童の死亡事案(平成30年11月)に係る調査部会)

教育相談課作成

- ◆ 日 時 令和3年7月7日(水) 午後6時03から午後8時16分まで
- ◆ 場 所 本庁舎 2階 第1委員会室
- ◆ 出席委員

◎部会長 ○副部会長

| No. | 氏 名 | 出欠 |
|-----|---------|----|
| 1 | ○ 安保 英勇 | 出 |
| 2 | 伊藤 龍仁 | 出 |
| 3 | ◎ 小野純一郎 | 圧 |
| 4 | 甲斐田沙織 | 出 |
| 5 | 新免 貢 | 圧 |
| 6 | 鈴木久米男 | 出 |
| 7 | 髙田 修 | 出 |

敬称略50音順

1 開会

(教育相談課主幹)

ただいまより、仙台市いじめ問題専門委員会(第30回仙台市立小学校児童の死亡事案(平成30年11月)に係る調査部会)を始めさせていただきます。一部委員にはリモートで参加をしておりますことをご了承願います。

2 部会長あいさつ

(教育相談課主幹)

まず、小野部会長よりご挨拶をお願いいたします。

(小野部会長)

部会長の小野から一言ご挨拶申し上げます。本日は30回目の委員会ということで非常に長くなっておりますけれども、かなり追い込んでおりまして、5月、6月と月に2回ずつ委員会を開催して、論点についての意見交換を行ってまいりました。本日も7月に入りましたけれども、今まで以上に速やかに答申を出せるように努めたいと思いますので、どうぞご協力をお願いいたします。以上で、簡単ですが挨拶に代えさせていただきます。

3 報告・協議

(教育相談課主幹)

小野部会長、ありがとうございました。それでは、この後の協議につきましては、小野部会長に進

めていただきたいと存じます。それでは、小野部会長、よろしくお願いいたします。

(小野部会長)

それでは、まず、資料について事務局からの説明をお願いします。

(教育相談課長)

委員の皆様に事前に郵送いたしました資料は、参考資料⑥追加分、参考資料⑩追加分、資料一覧、 論点整理表です。第29回議事録未定稿等につきましては、現在、委員の皆様に確認をいただいてお ります。確定し次第、確定稿を送付させていただきます。

(小野部会長)

ありがとうございました。それでは、本日の協議につきましては、前回の部会の最後で協議、確認しましたとおり、閉会まで全てを公開で進めたいと思います。本日は広い部屋が確保されておりますので、前回と異なりまして、傍聴の方も一つの部屋に入って傍聴することができておりますことをご報告申し上げます。まず、本日予定している協議の事項について申し上げますが、1番目は保護者に対する教育委員会の対応の問題、それから、2番目としては仲直りの会の一般的な評価の問題、3番目として再発防止提言についての幾つかの項目という、以上の3点となります。まず、保護者に対する教育委員会の対応について、委員のほうから意見があれば出していただきたいと思います。今のところ、この点については特段の論点の提出というのはないわけですけれども、何かご意見をお持ちの委員の方がいらっしゃればご発言をお願いします。ちなみに、資料としては、資料番号17-4というものが教育委員会に対する保護者の方からの電話の記録になっております。どなたか、この教育委員会の対応についてのご発言がある方、いらっしゃいますでしょうか。伊藤委員、いかがでしょうか。

(伊藤委員)

教育委員会が保護者にどう対応したかということでしょうか。学校との関係性についてということ も含めてでよろしいでしょうか。

(小野部会長)

もちろん保護者の方から教育委員会に連絡が行き、その対応として教育委員会が当該学校に対する 動きがあったと、そこも含めて結構だと思います。

(伊藤委員)

はい、ありがとうございます。冒頭ですので、また、後ほど補足して発言させていただくこともあるかもしれませんが、私自身が教育委員会の主に窓口となってご対応していただいた方から聴き取りをさせていただきました。そのヒアリングの中で何点か気になったのは、まず一つが、これは教育委員会がということではないんですけれども、最初のこのいじめの事案が発生したのが5月17日、そして、学校から教育委員会に第一報が入ったのが7月17日ということで、この間、2か月という期間が空いています。もちろんいじめの事案というのは学校内での様々な出来事があるとは思うんですが、やはり、この初期対応というところでどうだったのかというところで、委員の方も決して早い報告ではなかったという報告がありました。その中で、教育委員会の皆さんは、学校に対して、この7月17日からの相談記録も含めて全て、主訴はいじめの事案だということで記録が出されています。ですから、教育委員会さんはきちんとまずいじめという認識に立って、学校からのこの入電に対して対応していたということは明らかです。ただ一つ、その中で、ちょっとこちらが仙台市教育委員会から出されている「子どもたちをいじめから守るためのいじめ対策ハンドブック」、こちらは平成30年3月に発行されたものですけれども、このハンドブックが出されていたわけですが、例えば校内の

いじめ対応システムの構築というところが5ページから書かれています。これに基づいた指導というものはどうだったのかという点では疑問が残りました。例えば、聴き取りに臨む上での共通フレームがどうだったのか。そして、報告書、記録がきちんと作られていったかどうかについての確認ということは、私のヒアリングからは明らかになっていませんし、それから、既に提出していただいた学校側からの様々な資料の中にも、こうしたシートというものが出されていません。明らかに組織的な対応の遅れというものが学校側に見られるわけですけれども、こうしたいじめ対策ハンドブックがあるにもかかわらず、このハンドブックにのっとった指導は不十分ではなかったのかというのが私の率直な印象です。まずはこのぐらいにさせていただきます。以上です。

(小野部会長)

ありがとうございます。ほかの委員の方で何かご発言、あるいは今の伊藤委員のご発言に対する質問やご意見があれば出していただければと思います。鈴木委員、何かございますでしょうか。

(鈴木委員)

聞こえますか。

(小野部会長)

はい。

(鈴木委員)

大丈夫ですか。教育委員会の対応ということですけれども、先ほどもありましたが、7月17日に校長から仙台市教育委員会に電話連絡。その後、8月23日ですか、当該児童のお母さんが24時間いじめ電話相談、専用の相談のところに電話をして相談をしているということがあります。こういった経過だったんですけれども、学校としての対応に対して、教育員会がいじめの事実というところをきちんと把握するようにという指導をしたり、あわせて学校に何度か訪問して実態把握に努めていたということがありました。しかし、最終的に、答申の報告の案のところにも記載されておりますけれども、対応として保護者からの依頼というか、そういったところがあったんですけれども、その中で、実際に具体的な対応という部分でどの程度の指導というか、関わりができたのかというところが課題だったのかなと思います。あわせて、先ほど伊藤委員からもありましたけれども、今回のいじめの件というところが不登校重大事態も含めて、そういったところの想定を踏まえた対応ということが可能であったのかどうか。それからもう一つは、やはり、仙台市内のいろいろな状況もあると思うんですけれども、こういった状況に対して個々の事例にどこまで対応可能なのか、これは併せて教育委員会の中の組織としての対応、例えば重大性をどういうふうに組織の中で認識して具体的な関わりというものを指示していくのか、そういったところの組織としての対応という部分がもしかしたら課題としてあったのかなと思います。以上です。

(小野部会長)

続いて、新免委員はこの点についてご発言ございますか。

(新免委員)

教育委員会側の対応ということについて、当事者である亡くなられた奥様のほうが教育委員会には相談を持ち込んでいると思いますけれども、そのときに話がどうもかみ合いにくかった、結果としては通じにくかったと。そして、一度通じ合わなくなるとずっと同じようなやり取りが繰り返されたのではないかと私は想像します。そして、奥様が相談を持ちかけるたびごとに教育委員会のどなたが、つまり同じ人がずっとその相談に応じていたのかどうかというようなこともちょっと気になるとこ

ろでもありますけれども、私は資料からは細かいところまでは、つまり特に教育委員会側のどなたがどういった立場でそれを受け止めて、どのように学校にそれをつないでいったのかというのはちょっと分かりにくかったというのが私の正直な印象としてあります。だからといってそれは仕方ないでは済まないわけで、やはり制度の問題としてじゃなくて、もう少しうまい具合につながるようなことがあっても良かったんじゃないかなと思います。結果としてこうなりましたけれども、そこに至るまでには多分これは私の想像ですけれども、いろいろな人間関係とかいろいろなことがあったと私は常々発言してきましたけれども、どこかで及び腰になりかけ始めていたというふうに私は感じております。今のところそういったことです。以上です。

(小野部会長)

甲斐田委員は、この点についてご発言ありますか。

(甲斐田委員)

この部分については、私の準備だとざっくり頭出しみたいな感じで書いてたんですけれども、教育委員会において最初の報告が遅れたものの情報共有はある程度されているんですよね。仲直り指導のことについても報告を受けているし、あと死にたいという訴えがあったこと、体調不良での欠席についても情報共有はされていた。あとは、これは指導主事からの聴取で確認したことなんですけれども、校長が本件について、本件というよりも本件の当該児童とその親御さん、お母さんについて偏った捉え方をしていると思うんですけれども、そういったような態度が教育委員会の指導主事からも見受けられたというようなところがあったということなので、これはつまり、特に死にたいであるとか体調不良であるだとか、あと欠席日数であるだとかを把握していたのであれば、これは問題が軽からぬものであって重大事態該当性も検討しなきゃいけないなというようなことを教育委員会でも把握できたはずだし、問題意識を持って指導することが可能であったのではないかというふうに考えています。ですので、情報共有の遅れもそうなんですけれども、遅れてはいるもののその後の長引く欠席、その他の事情を、情報はあるんだからそこから一歩踏み込んで問題の大きさであるだとか助言であるだとか、重大事態の該当性についてきちんと検討して助言するであるだとかそういったことができたし、すべきであったのではないかというのが私の考えです。

(小野部会長)

ありがとうございます。安保委員は、この点は何かございますか。

(安保委員)

草稿として出された文章について大体こんなところだろうとは思いますが、付け加えるとすると、結果論ですけれども実際に保護者の方と学校側の協議が膠着状態に陥っているということが随分長く続いております。この間も恐らく教育委員会のほうでは、保護者対応に関して基本的に学校がきちんとやってくださいというふうな指示を学校に出していると思うんですけれども、それがうまく状況を改善するに至っていない。やはり、膠着しているというところからもう少し教育委員会が持つ資源などですね。例えば、教育委員会の中にもスクールカウンセラーの方がいるはずです。あるいは学校生活支援巡回相談でしょうかね、そういったものも仙台市内の学校で制度としてあるわけで、そういったところから助言、アドバイスなどをもらうといったように、もう少し別の展開もあり得たのかもしれないと、そこの提案をしてみる、指導をしてみるというのもあったかもしれないというふうにも思います。

(小野部会長)

髙田委員、お願いします。

(髙田委員)

うまくまとまってはいないんですけれども、ただ、いわゆる学校のほうにお母さんのほうからいろいろ相談が行っていたと。で、教育委員会のほうからは学校のほうにいろいろマニュアルに沿っていじめの、何というかな、最後のほうまで事実確認を学校が指示している様子があります。どうも膠着状態に陥っている状態を教育委員会は、ある程度把握しているんだと思うんですけれども、なかなか学校がどういう対応をしているのかということを教育委員会側としても情報共有がうまくできていなかったような雰囲気というか感じがするので、そこら辺もう少し学校と保護者の間に教育委員会が入れなかったものかなというふうに感じています。以上です。

(小野部会長)

最後に私ですけれども、当該児童のお母様が教育委員会に電話連絡を取った最初は8月1日なんですけれども、この日、その前に学校で校長や主幹と面談をし、話をしているんですけれども、やはりそこでちょっと学校の対応に不十分なことを感じて、午後から教育委員会に電話をしたんではないかというふうに解されます。また、お母さんは8月の23日も教育委員会のいじめ専用電話に電話をしておりますが、この日もその前に小学校の校長に電話をして連絡がないことへの不満を述べております。そして、教育委員会への電話の中では学校に対する指導を依頼しているということがあります。ですから、こういう事実関係の中で見ますと、保護者としては学校との関係を教育委員会によってもう少し適切なものに変えてもらいたいということがあったと思うので、そういうような思いに十分応えるような形で教育委員会が動いたかどうかということが問題になってくるのではないかと思われます。以上です。そのほかについて、この教育委員会の対応についてご意見がある方は補充的におっしゃってください。ありますか、よろしいですか。伊藤委員、どうぞ、お願いします。

(伊藤委員)

今、部会長がお話をされましたけれども、保護者が教育委員会まで相談するというのはやはりまれなことですよね。学校との間でこうした問題が解決されないというか、先ほどから言われているように膠着している、納得できない部分があるので教育委員会まで連絡をされるんだと思うんです。その辺の悩みの深さとか重大さを教育委員会側がどこまで受け止めていくのかというのがやはり大きな課題だと思いますし、もちろんしっかりと対応されたつもりではおられると思いますしね、結果論かもしれませんが、今回のことで踏まえるならば、やはりもっと真剣にこうした訴えを受け止めて学校を指導していくという姿勢は必要だったかなと思います。それでですね、またちょっと今度違う、こちらのいじめ防止マニュアルですかね、これにまた立ち返るわけですけれども、これの29ページに留意点、学校での留意点ということでいいことが書いてあるんですね。学校からいじめの被害者側にいじめが起きてしまったことについて詫び、今後同じようなことが起こらないように取り組んでいくことを伝えると。やはり登下校中といえどもこれは学校の管理下にあるわけです。こうしたときに、この登下校中を含めたこの学校での生活時間中に起きたいじめですね、これに対して、学校教育関係者が真摯に子供にももちろんそうですし、保護者にも詫びた、頭を下げたという形跡が見られないんですよね。教育委員会もですね、こういうマニュアルにはいいことを書いているわけですから、こうした指導を学校にきちんとやはりする必要があったかなというふうに思います。以上です。

(小野部会長)

新免委員ございますか、どうぞ。

(新免委員)

先ほどの伊藤委員と共通する部分もございます。教育委員会側に直接訴えたと、その問題を訴えた ということについては、やはり重く見ないといけないわけです。もちろん教育委員会側は対応したつ もりでおるんですけれども、ところが必死に訴えている側とすれば、何か物事が自分が訴えている方 向には運んでいないという気持ちが強くなって、そういった気持ちが強くなっていくと。これは客観 的なことだと、私は思い込みじゃなくて客観的なことだと思いますけれども、ちょっとラグビーで言 うとボールを後ろに常に回していく、たらい回しにされているというそのような感じになって、追い 詰められていったのではないかと私はそのように想像します。それから、先ほど伊藤委員がおっしゃ ったことと関連しますけれども、通学路でのことというのは、それは子供同士のことだからよくある とそういうふうに簡単に言うんじゃなくて、やはり通学路で起きた出来事、いろんなこともちろんあ りましょう。私はあの辺の雰囲気についてはまた十分書いているわけです、まだ皆さんにお見せでき ておりませんけれども、通学路での出来事はどんな些細なことも含めて、それは学校の延長線上にあ ると理解すべきなんです。教育機関としては当然のことです。それで、やはりそういうふうに思って いくと対応が十分であったろう、これは学校や教育委員会には責任はなかったとするのはかなり無理 な論理だと私はそう思います。論理というのはどこかにやはりごまかしがあるわけです。それでね、 それに加えて、これはまた後で言ったほうがいいのかもしれないけれども、論点整理のところでまた 意見を申し上げる機会があればと思いますけれども、伊藤委員とか私が割合繰返し強調してきたこと の一つは、子供に意見表明権があったはずです。ところが、この論点の整理のところでは、伊藤委員 と私の部分のところで特にそれに関わる部分においては、子供の意見表明権という肝心な表現がない のはとても残念です。その言葉は、答申文書に盛り込むととても前向きな建設的な論点になって、社 会に対して訴える十分建設的な内容になると思いますので、これは私の要望です。以上です。

(小野部会長)

ありがとうございました。それでは、ほかになければ次の論点に移らせていただきます。続いては、 仲直りの会の問題なんですが、当該事案についての仲直りの会については既に議論を行っておりまし て意見交換を行っておりますので、本日はこの当該小学校で行われていた、この事案に限らない一般 的な仲直りの会の持ち方についての議論を行いたいと思います。この点については、追加の聴き取り の中で新たに出てきた事実関係を踏まえて、伊藤委員のほうから問題提起として何かお話をしていた だいてよろしいでしょうか。

(伊藤委員)

すみません、ちょっと今の趣旨をもう一度ご説明いただきたいんですが、仲直りの会の…

(小野部会長)

当該事案に限らなくて、当該事案ではなくて、この当該小学校で当時行われていた一般的な仲直りの会の持ち方についての問題点、そういったものがあればその辺の議論をしたいということでございます。

(伊藤委員)

まだきちんと頭の中で整理できておりませんが、まず、新しい聴き取りなどを含めて気がついたこと、分かったことを申し上げたいと思います。これは、仲直りの会というものが決して児童間のいじめに対応する教育方法ではなかった、それに限定された、いじめ対応に限定した教育方法ではないものだということが分かりました。どちらかというと、日々日常的に校内で発生する様々な児童間のト

ラブルを解決する手段としてこの仲直りの会というものが頻繁に行われてきたという、そういった実態があります。その中で、今回の事案に係るその仲直りの会は比較的しっかりと行われたものであり、日々行われるこうした仲直りの会の中では、何ていうんですかね、比較的大々的だったという言い方ができるのかどうか分かりませんが、そういうようなものだったというご発言はありました。じゃあ、この仲直りの会というものが一体何だったのかということです。そうすると見えてくるものは、今回5月17日に発生した事案の対応というものがいじめに端を発した出来事であったにもかかわらず、学校側はいじめの対応として取り組んだものではなかった節があるということですね。つまり、児童間の、子供同士のトラブル対応の一つとして取り組んだ節があると。そのあたりに子供同士のいじめにきちんと対応するための教育手段として組み立てられた仲直りの会ではなかったということです。このあたりが今回明らかになったところではないかなというふうに思っています。また、後ほど補足させていただくかもしれません。以上です。

(小野部会長)

甲斐田委員、ございますでしょうか。

(甲斐田委員)

私もまだ整理ができていないんですけれども、まずそれぞれの先生の追加の聴き取りで、ちょっと前提としてどれくらいの回数、頻度というところも一致していないところがあるのかなというところはありますが、ざっくり言って非常に頻繁だったというようなところについては各先生のおっしゃっていたところ、すり合わせてそうなんだろうなという部分とか。何というのか、仲直りの会ってそんなに簡単にできるものかなという、年に100件とかもっとやっているようなこと、それぞれについて内省を深めてますよというようなことをおっしゃったりするんですけれども、それは不可能というか、自分がやったことを悪いと認めて謝罪して、これからどうするというようなところをしっかり納得させるというのは、そんなインスタントにその都度その都度謝らせればというようなところでもないし、やはり非常に安易に行われていた。それが強引になってしまったときに被害児童の心情を非常に傷つけるであるだとか、そういったところに対する配慮というのがもうなかったというか、まひしていたというか、そういう実態にあったんだろうなというようなところを再度の聴取を見て感じたところではあります。

(小野部会長)

ちょっと後先になりましたけれども、前回委員会から本日の委員会までの間に追加の聴き取りをやっておりまして、その結果を本当は共有することが先かもしれなかったんですけれども、今日は全体を公開で行うということを決めておりましたので、その共有については次回以降に行うことにいたしますのでその点はご了解ください。それではこの議題に戻りまして、仲直りの会の一般的な当時の在り方について、新免委員ございますか。

(新免委員)

小野部長と私が学校側の聴き取りに対応しました。学校側から来られたその方への聴き取りでは、これはまた改めて情報共有すればいいんでしょうけれども、とにかく私にとっては予想外の答えでした。そんなに頻繁でもなかったようで、そして学校のいろいろな業務の中の一つとして特に問題なくそれが行われ、ほかの生徒に対しても何の偏見も残すことなくみんな、要するにうまくいったと。というか、変に問題が、しこりが残ったわけじゃないと、そういった聴き取り結果を私は得たと自分では思っています。そういうことを思いますと、先ほどの甲斐田委員は甲斐田委員でそのようなことを

おっしゃいましたけれども、私が聴き取りを行った別の方のそれでは、ちょっと意外なお答えが返ってきたんです。もう本当にきっちりとシステムどおりに決まった人が決まったことをきっちりやってどうのこうのという、そういった印象は私自身は個人的には受けませんでした。そのことはやはり言っておかないといけないと思います、仲直りの会については。そして、これまでも仲直りの会については私は制度上問題であるということを言ってきました。というのは、どんなに善意から学校側から善意でもって行っていることであっても、生徒にはそのこと自体はプレッシャーであると私はそのように感じます。常にそういったことをさせられる側からものを見ないと、そういうことをやったからこれでうまくいっている、あるいはちゃんともう少し成長を見ながらお互い折り合いつけて学んでいくんだという、そのようなことで話をまとめてしまうと、この事案の問題が見えてきにくい。私は仲直りの会そのものを否定しませんけれども、そのような対応ではこういったことは無理だと私はそう考えました。以上です。

(小野部会長)

鈴木委員、ご発言お願いします。

(鈴木委員)

仲直りの会についてということですけれども、私も当時の当該小学校の先生にお話をお伺いして、 仲直りの会の在り方というか、回数を含めたお話をお伺いしました。その中で、先ほどもありました が様々なトラブルがあって、その謝罪というかまさに仲直りではあるんですけれども、そういったお 互いの謝罪に立ち会った場面が多かったということ。それから、それに加えてやはり状況というもの をきちんと把握した上で今後の指導というか関わりにつないでいくという意味の事前調査を踏まえ たそういった仲直りの会というのもあった。これは非常に回数は少なかったというお話がありました。 その中で、今回の事案とそれと関連づけてみますと、やはり課題としては事前の調査というか、お互 いの当事者に対してどの程度実態の把握、いじめの実態ですね、それができたのかということがあり ます。それがもしかしたら双方に関して不十分だったのかなと。その状況の中で事前調査を踏まえた 仲直りの会をしたので、十分な対応を含めた深まりがちょっとできなかったところがあったのかなと 思います。しかし、仲直りの会そのものですけれども、なかなか学校の中でそれ以外の方法、例えば それをお互いうやむやにしてしまうとかいうのはなかなか難しいので、仲直りの会そのものというの は意味があるなと思います、ということで学校ではそういった機会をたくさん持っている。謝罪に立 ち会うという意味での仲直りの会は本当に多いと思いますけれども、事前調査を踏まえたのは本当に 数は少ない。ただそれはきちんと時間を取って対応しているというのがあると思います。やはり、こ ういった会が今後の方向性を確認する上で意味があるということで、仲直りの会そのものというもの は私は評価したいなと考えております。ただし、それで終わりではなくて、その後の経過というもの をやはり学校としては細かく観察をし、当事者の状況というのを把握していくことが必要であるとい うことは今後の課題でもあるなと思います。以上です。

(小野部会長)

ありがとうございます。安保委員、お願いします。

(安保委員)

これまでのご発言の委員の方々と大きな違いはないかなと思いますけれども、先生方の聴き取りからはいわゆる仲直りの会というのは日常的に行われていたというのは私も同感です。一方で、むしろそういうふうに児童間トラブルの解決方法として行われたというのは日常的なようでした。そういう

ふうに教員が児童間の仲を取り持とうとする、むしろ積極的な姿勢が表れているのではないかという ふうに思います。ただし、一方でこれは、今回は特にそこまで確認していませんけれども、仲直りの 会一般ですね、世の中的な一般の評価としてはもちろんトラブルの解決として有効だけれども、ある いはこれはいじめに当たっては、やはり対等な関係ではないようなケースの場合に無理やりお互い謝 るということで水に流すというふうなことは、特に被害者からのほうからは非常に不満であるという ふうなことも言われていますので、日常的に行われるのはいいとは思うんですが、やはりその後のフ ォローだとかある程度の事実確認をした上でされるのが望ましいというふうに思います。

(小野部会長)

髙田委員、お願いします。

(髙田委員)

この学校で行われていた仲直りの会についてほかの情報があまりないので、ただ関係者の方からお 聞きした話では、子供たちにしてみれば結局はお互い様というところに持っていこうとする会のよう に子供たちは捉えていたようだということは言われていたみたいです。本件の仲直りの会のありよう しか知らないんですけれども、一つは学校の側からすれば、内省を深めた上で謝罪というふうに持っ ていきますとおっしゃるんですが、関係児童のほうが斜め横断は悪いことだと、あるいは棒を振り回 しては危ないんだということをちゃんと内省できていたのかどうかというのをちょっと指導からは うかがえないということ。その上で謝るということ、自己決定したところでこの会を持っていたわけ ですけれども、そのときに結局お互い様的なところに持っていってしまうんですけれども、なぜお互 い様がいけないかというと、子供たちにとってあまり効果がないかというか、双方とも悪者になって しまうんですよね。悪いところをお互いに指摘した上でお互いに悪いんだからこれでしゃんしゃんと いうふうに終わってしまうので、それではやはり良さを伸ばすというほうにつながらないと思います。 この仲直りの会に関していえば、ちゃんと棒を振り回してしまって危ないことをしたと内省したと言 ってそのお子さんがちゃんと謝罪したというところで終わらせれば良かったんじゃないかなという ふうに感じています。ほかの仲直りの会がちゃんとうまくいっていたのかどうかはちょっと分からな いので、ただ、日常的に行われていたようで、子供たちはそのありようをちょっと疑問に思っていた ということは、聴き取りの中で出てきたということがあったということです。以上です。

(小野部会長)

ありがとうございます。私の意見は、私どもに資料として仲直りの会のあれが渡されているのは、資料4の5というのがございます。これは仲直りの会に関する市教委のマニュアル等についてというもので大分以前に頂いたものですが、これを見ると、みんな資料名としてはいじめ防止とかいじめから守るというような文言が入っていて、そういう位置づけで仲直りの会は教育委員会のマニュアル上は位置づけられているのではないかなと思っております。また、児童間のトラブルといってもやはり一方が他方の言動によって不愉快な思い、苦痛をすればそれは今の法律上の定義によればいじめに当たるわけなので、そういう意味でちょっと伊藤委員のおっしゃる、この仲直りの会がいじめ対応ではなく行われていたということの意味がいま一つ分からないんですね。つまり、やはり仲直りの会というのは何らかのトラブルを前提にする以上は、やはりいじめ対応として行われていたんではないかなと。もちろん、その行われ方やその後のフォローなんかについての問題性があったかなかったかというのはまた別論なんですけれども、そういう意味でいうと、やはり仲直りの会はいじめ対応として位置づけられるものじゃないのかなというのが私の見解でございます。以上です。全員から一応の意見

聞きましたけれども、ちょっと他の委員に対する質問やあるいは反論、意見がございましたら出していただきたいと思います。伊藤委員、お願いします。

(伊藤委員)

確かに仙台市市教委のマニュアルには仲直りの会がいじめの対応方法の一つとして示されていま す。また、その仲直りの会というものが形骸化することの危険性もここにも示されています。今、部 会長がおっしゃったのは、仲直りの会というものが市教委としてはいじめの対応マニュアルの一つと して示されているということで、これが全ていじめの対応として実施されてきたというおっしゃり方 だと思うんですけれども、私たちがヒアリングをしたり資料を集めたりした中で、決してそうではな いという実態が浮き彫りになったと思います。つまり、子供同士のけんか、トラブル、これは最終的 にはこうした仲直りの会によって行われてきたと。そうした対応方法を一つはうまく使って、いじめ にも対応しているというような捉え方が適切ではないかなと思います。私は、ですから全般的なこの 仲直りの会に関する捉え方というのはそういう捉え方です。それからですね、この仲直りの会が安易 にやはり実施されるというのは、私は危険だというふうにも思い始めています。とりわけ、今回の当 該児童、子供同士の、度々申し上げますけれどもこの発達年齢というものを考えたときに、このいじ め対応の前提条件は加害児童の内省を深めるということが前提だと思います。ただ、教育関係の皆さ んはご存じのとおり、子供に内省力が芽生え始めるのは9歳、10歳以降ですよね。そうした子供た ちにどうやって内省させるんでしょうか。加害とされる子供たちも含めて内省ができない子供たちに 内省を深めさせるって、どういう矛盾なのかなというふうに私は感じています。それよりも、実質的 にこの年齢の子供たちは善悪の価値観を大人たちから学んでいく時期です。ですから、きちんといけ ないことはいけないということを我々大人たち、学校の先生も教えていくということが求められる時 期なのではないでしょうか。そして、もう一つ気になった点を申し上げます。先ほど示した仙台市教 育委員会の見て分かるいじめ防止マニュアルにですね、27ページにはその指導と支援としまして、 被害を受けた児童生徒に対してどう対応していくのかということがきちんと示されています。まず前 提となるのは、いじめを受けたお子さんにあなたを徹底的に守りますよ、大丈夫ですよ、秘密は守り ますよということで不安を取り除いて、きちんと守ってあげることから始めなきゃいけないわけです よね。そうして、もちろん事実関係を明らかにして対応していくと。最終的にもちろん子供同士は仲 直りをしたほうがいいですから、仲直りの会が行われることもあるでしょう。しかし、今回の事案で は5月17日にこのいじめとされる出来事が発生して、仲直りの会がいつ行われたんでしょうか。た しか5月の23日ですよね。わずか6日後ですか。ということで、子供、とりわけ亡くなったお子さ ん、いじめを受けたとされるお子さんが、それまでのところで学校で守ってもらえると、安心できる んだという状況がつくられたんでしょうか。これはそれ以降も含めて安心して学習その他の活動に取 り組める環境を整備しましょうと市教委さんはマニュアルの中で示しているわけですけれども、それ がつくられたんでしょうか。それができないにもかかわらず、表面的にこうした形で安易に仲直りを させる、しかも内省もできない子供たちに手を合わさせるということに私はあまり意味がないと思い ますし、これは逆効果だったというふうに言ったとしても言い過ぎではないと思います。以上です。

(小野部会長)

ありがとうございます。そのほかに全員から一応仲直りの会一般についてのご発言をいただきましたけれども、補足的におっしゃる方いらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。それでは、このテーマについてもこの程度にいたしまして、次のテーマは、第3章の中身の再発防止提言の項目につ

いて協議していきたいと思います。今お手元に十分なペーパーがない中で申し上げて恐縮なんですけれども、一応再発防止提言の項目として今挙がっておりますのは、いじめ事案に対する教師のスキルを向上させること、それから2番目は保護者への連絡と再発防止のための協議、3番目は今話題になりました仲直りの会、関係修復の会の在り方の問題、4番、組織対応と情報共有の問題、5番、教師の負担軽減と役割分担の問題、6番、適切な事後対応、この点も今何人かの委員から言及があったところです。今、1から6まで一つずつ項目を挙げたわけですけれども、まず再発防止提言としてこれ以外の項目として答申に入れていったほうが良いと考えるものがあれば、ご意見をお願いしたいと思います。いかがでしょうか、ございますか。ある方がいれば挙手して…

(伊藤委員)

すみません、今のこの項目案はどちらを今部会長はご覧になって…どこの資料を見れば良かったんでしょうか。

(小野部会長)

第1次原稿の5ページを見て、第3章の5ページの部分の項目立てを申し上げました、すみません。 突然の項目の話ですのでざっと見ていただいて、いや、これをやはり落としちゃだめじゃないかと、 この点も付け加えたらどうかというようなものがございましたら出していただければと思います。新 免委員、どうぞお願いします。

(新免委員)

今挙げられた項目を今私お聞きして、私自身がその一つずつの項目を皆さんと比べて正確にきっちりと踏まえているかどうか、ちょっと自信がない部分があります。しかしそれと同時に、この6項目について、私はいずれも、これまで私たちが時間をかけて議論してきたようにこの6項目についてそれぞれやはり意見が分かれていたと思います。この6項目について私はかなり批判的なことも申し上げてまいりました。今それを繰り返すことはいたしません。あえて言ってもいいならば、学校は組織的対応をしたんです。組織的対応をしたからこういった形になっていると、私はそういった考えに立っていますよ。それはともかくも、1点付け加えてほしいことがあります。それは、子供の意見表明権、それを付け加えてください。でないと、この6項目だけだったらもうありきたりの答申文書の項目になると私はそう思います。これでやっていきましょうねという世間に訴える力は、私はあまり感じられないんじゃないかと思います。そのように危惧しております。子供の意見表明権、以上です。

(小野部会長)

新免委員、ありがとうございます。それは学校として当該児童及び関係児童の子供の意見を十分聞いてその表明権を尊重すべきだと、そういう趣旨に受け取ってよろしいでしょうか。

(新免委員)

もちろん。両方の立場です。

(小野部会長)

ありがとうございます。そのほかに提言内容、再発防止提言の項目としてこういうものも取り上げたらどうかとか、これが落ちてるよというのがあれば。伊藤委員、お願いします。

(伊藤委員)

新免委員、ありがとうございます。私も、今回の提言の中に子供の意見表明権をどう保障するのか という視点はぜひ入れるべきだというふうに思います。加えまして、例えば小学校低学年だとかこの 年齢の低い子供の意見を酌み取るためには、これは子供の権利を保障する上で代弁者の役割というも のが今非常に重要だとされています。身近な大人が子供の意見を代弁する、その代弁された内容自体を子供の意見として酌み取る必要があるアドボカシーという取り組みがあります。今回の事案の場合、お亡くなりになったお母さん、そしてお父さんもそうですけれども何度も代弁をされていますし、またもっと代弁したいという意向を示されてきたと思います。その一つがこの子供への聴き取りをまたしていくというときにですね、学校側は本人に聴き取るということにちょっとこだわり過ぎている部分があったんではないかなと感じています。本人から聴き取れない状況もあったようです。こうしたときに一番身近にいてこのお子さんの気持ちをよく理解している、例えばこういうお母さんだとかお父さんだとかご家族だとか、こういう方からの代弁ということを加えて提言していけたらなという…そういうところからの聴取、要するに事実確認ですよね。子供はまだ、この年齢の子供はまだ十分に気持ちを言葉にして事実関係を話すことはまだできませんので、こういったお父さん、お母さん、ご家族からきちんと意見を聞くということも加えていただけたらなというふうに思います。以上です。

(小野部会長)

ありがとうございます。そのほかに項目の追加についてのご意見がある方はおっしゃっていただければと思います。甲斐田委員、お願いします。

(甲斐田委員)

すみません、項目を立てるその前の前提みたいなところで今回のこと、再発防止が、何だろう、ど うすればできるのか、聴取を複数の関係者からしてきて全く分からなくなってしまっているというの が正直なところなんです。当時重大事態とは判断されなかったのは誤りだとは思いますけれども、当 時はそうであったけれども、じゃあ今後は似たような同じようなことがあったときにちゃんと重大事 態というふうに判断してであるだとか仲直りの会を適切に持ってであるだとか、いじめはいじめとき ちんと正面から受け止めてであるだとか、そういうことをする前提として、つまり今回の対応に問題 があった、誤りがあったということを認めるところからだと思うんですけれども、私が聴取した先生 方は全員一致で今現在から見ても重大事態としなかったことに誤りはないということを断言されて いるんですよね。一番最初の項目としていじめについての教師のスキル向上というような項目がある と思うんですけれども、そのための教育委員会、学校の努力みたいな、今まで仙台市というのは非常 に不幸ないじめ事案が全国でも目立つほど連発して、それを踏まえて先ほど伊藤委員も引用されてい るこういうマニュアルやハンドブック、非常に分かりやすく平易で読みやすいです。これを普通に素 直に読めば、仲直り対応は非常に問題があったし、これが重大事態に当たる、少なくとも重大事態だ と疑って対応しなきゃいけないということは読めば分かるし。読めばわかることを何でできないんだ ろうと思って先生方にお読みになりましたかと聞くと、はい、読みましたって言うんですよ。なので そこのところからかみ合わない。同じような状態の似たようなケースが起きたときに、またじゃあ同 じような対応を繰り返すのかというようなところについても全く何というか、答えになるお答えをい ただけないというようなところで、再発防止提言、何をすれば再発防止になるのか、もっともっとブ ラッシュアップされた分かりやすいリーフレットを作って共有して読む時間を与えれば、再発防止に 資するのか。もう、何というか根本的な姿勢ですよね。そこのところがたくさんの不幸ないじめ事件 を踏まえて情報共有であるだとか教育であるだとかしても、なお今回の件が重大事態じゃないという ふうに言われる…ごめんなさい、何か再発防止提言、そうですよね、再発防止のためにこの会議をも たれているわけだから、なんですけれども。根本のところから、今までも再発防止提言、こういった 委員会で出されていると思うんです。でもそこを越えてなおこういう現状だというところに対してス

キルだとか…スキルの向上、スキルではない何らか、何だろう、こうなってしまう根本的な原因というか、何だろう、誤りを認めると何かデメリットあるんですかね、先生方に。全く内部の人事であるだとか評価であるだとか、仙台市の慣行であるだとか知らないで申し上げるんですけれども、大元のところでこれ、今までどおりの再発防止提言だとしたら、同じことが繰り返されるんだなというようなそういう印象を聴取等を踏まえて持っています。すみません、投げっ放しで。

(小野部会長)

今の甲斐田委員のご意見は、ここに追加項目というよりももっとその前提の根本問題についてもう 少し何か考察したほうがよろしいというようなご意見でしょうか。

(甲斐田委員)

いやもう、分からないとしか。もし私が再発防止提言の項目の担当になったとして、どうすれば再発が防止できるのか。つまり、先生方がこの重大事態にしなかったことを誤りじゃないと今でも思っている、ということはこれからも同じようなことを繰り返すということですよね。そして、別にその先生方は特に職から離れているわけでも懲戒されているわけでもなくて、これからも子供たちに接し続ける、そして同じことを繰り返すというようなところを何で止められるのか。こんなにも分かりやすい、手取り足取りものを用意されていて、しかも目を通したというふうにおっしゃるのに、でもこれに正反対の行動を取られるというようなところを、一体どこから何をどうすればいいのか分からない、分かっていないというようなところです。

(小野部会長)

新免委員、ご意見ございますか。

(新免委員)

私は先ほど自分の発言を遠慮気味に申し上げたんですけれども、私が遠慮する部分を今甲斐田委員 は代弁してくれたような気がいたします。挙げられた6項目、スキル向上、保護者対応、仲直り会の 在り方、組織対応、それから教師の役割、それから事後対応。これは当該小学校は全部やってきてい るつもりなんですよ。だからこの項目を挙げてこれはこうだと言っても、それはもう同じことの繰り 返しになるということの危惧は私は甲斐田委員と同様あります。この6項目を私は否定するわけじゃ ないけれども、この6項目を挙げるだけだったら結局はこれは全部ひとくくりに言えば組織的対応と なるわけです。で、組織対応は自分たちはやっているつもりなんです、学校の先生たちは。そうなる と、やっているから自分たちは悪くないとこうなるわけなんですよ。その行き着く先は死んだほうが 悪いという論理になっていくんです、最後は。自己責任論ですよ。この項目の立て方にはそのような 見え方が私にはちょっと感じられるわけです。自己責任論につながっていく論理がここに見事に立て られているわけです。今学校教育制度がこういった立場に立ってしまっているわけです。私は具体的 なことをこれまで言ってきたけど、もし何かあった場合、学校の先生は自分の出世は諦めてもらって、 丁寧に子供に対応し、校長であれ教頭であれ、誰でもいい、親と話をして、お母さん、お父さん、一 緒に話をしよう、責めてるんじゃないよ、一緒に考えようねと、みんなで良い学校にしていくのであ って、それでみんなの協力が必要なんだと、そういったことがなぜ言えないのかね、学校の先生が。 お話にならない。

(小野部会長)

甲斐田委員と新免委員からの根本的なお話もございましたけれども、答申の構成としてやはり第3章に再発防止提言を受けていく中で、後で、今出た中では子供の意見表明権の尊重というものの追加

のご提案がありましたので、それはそのような方向で修正をしていくことにします。それで、そうすると、追加があればさらにいつでも追加していただくことにして、この1の…高田委員、ありますか。 お願いします。

(髙田委員)

私だけがちょっと理解できてないんだと思うんですけれども、この再発防止提言ということで何の 再発を防止したいのかがちょっと分かってないんですけれども、甲斐田委員からすれば重大事態とし て取らなかったことを再発防止したいという思いが伝わってくるんですが、いじめの事案が起こらな いことを再発防止するのか、それともこの膠着状態に陥らないことを再発防止するのか。どこら辺で その、提言をする上で何の再発を防止するために提言いたしますということを前提として書かないと 項目立てもできないんじゃないかなというふうに今感じたんですけれども、その辺は委員の皆さんは どのようにお考えなんですか。

(甲斐田委員)

すみません、前提を飛ばしていてすみませんでした、申し訳ない。主として、いじめそのものではなくていじめに対する事後対応の問題性で、このように不適切な事後対応が二度と行われないためにはどうすればいいのかというような、そういった視点で述べてました。いじめ自体は存在はしたものの学校で毎年多々発生しているというような、すみません、いじめの性質論については横に置きます。私が申し上げたことの前提というのは、いじめそのものはもちろん減らして防止していくべきではありますけれども、ただ必然的に発生するものでね、必然的に発生するものでそれ自体をゼロにはできないしできると思わないほうがいい。ただ、いじめが発生する中で、じゃあ学校が適切な対処でもって関係調整を図っていったり、被害に遭った子供の回復を助けていくというようなそういうところに今回は非常に問題があった。その問題を再発させないためには、その問題を再発させないための再発防止提言というような前提で発言していました。

(小野部会長)

髙田委員はよろしいですか。

(髙田委員)

といいますか、小野部会長を含めて皆さんが何を再発を防止させたいのかというところをちょっと お聞きしておきたいんですけれども、お願いできますでしょうか。

(小野部会長)

再発防止の対象ということで、甲斐田委員からは今一つのお答えが出たんですけれども、まず髙田 委員はどうお考えなんでしょうか。

(髙田委員)

私の中ではちょっと、何というか整理できていないので、項目立てとして最後に再発防止ということで必要なことは分かるんですけれども、これまでの議論の中で何が問題として浮き上がってきたのか、何を解決しなければいけないのかというところが、何かまだぼんやりしているような気がします。私個人からすれば、この仲直りの会を含めていじめ対応をする上で、一つは軽微ないじめというふうに捉えて結局いじめ対応をしない。マニュアルはマニュアルというような言い方をした関係者の方がいたんですけれども、ということはどうすればこのマニュアルに沿っていじめに対応できるのかというところが、一応その課題として今あるんじゃないのかなと感じています。

(小野部会長)

ありがとうございました。この問題、なかなかこう、従前の答申の場合はいじめ自死事案であって本件はそうでないもんですから、従前であればいじめ自死の結果を再発防止ということで、そこら辺はストレートにつながりやすかったと思うんですが、本件はそうでないという点で1つ難しい部分を含むということは私は感じております。あと、もちろんその手前のところの学校や教育委員会の対応が不適切であったとすると、その不適切なことを繰り返さないようにするにはどうしたらいいのかと、そういうところに再発防止というふうな対象が見出せるかなというふうに考えております。

(鈴木委員)

鈴木ですが、よろしいでしょうか。

(小野部会長)

鈴木先生、どうぞお願いします。

(鈴木委員)

今、いろいろこれからのこと、再発防止に向けての提言の項目についてのお話があります。やはり、 大きな観点としては、ふだんのいじめ防止というとどちらかというとリスクマネジメントに近い部分 と、それから今回は実際に起こったときの対応というか、クライシスマネジメント的な観点と、大き な観点としてはその2つがあると思います。それで、提言というかいじめ防止、再発防止なので、や はり学校が当事者として、併せて今お話しのように教育委員会が今度は仙台市というかもうちょっと 大きなくくりとして、ないしはもしかしたら3つ目として関係者ないしは関係機関との関わりという、 そういったところがお互いにきちんと共同して対応していく。そのときはふだんのこともあるし、起 こってしまったときのこともあると思います。そうすれば誰がというところですけれども、併せて何 をというときに、やはり今回ちょっと問題だったのは何かというと事案の評価だと思うんですよね。 事の重大さというのを学校が、教育委員会が、どういうふうに評価をして対応したのかというのがあ るので、やはり今後のいじめ防止の上において、その事案の評価ということを誰が責任を持って行う のかというところが1つ。2つ目としてはそれが組織的な対応であったのかということもあると思う んです。学校が組織として対応したけれどもうまくいかなかった事実があるので、そういったところ の組織的な対応、それが学校ないし教育委員会でということ。それが3つ目としてそれがうまく連携 が取れたのかどうかということ。これは学校の中の報・連・相というか連絡相談もあったと思うんで すけれども、教育委員会との関係も含めたところ、それから、実は再発防止に向けての提言のところ が、何ていうんでしょうね、具体的な事象の場合だったり組織的なところの対応もあったりというこ とで、それが少し混ざっているかもしれないので、そういった意味で連携というところをちょっとお 話ししたんですけれども、最後やはり組織としてのリーダーシップというか校長として、校長室登校 ということをしてのリーダーシップを発揮したところもあるんですけれども、それがうまく組織を動 かしていたのか。自分で全部で抱えてしまったんじゃないかなとか、教育委員会についても担当者だ けが対応したのか、それとも教育委員会の中の組織として対応したのか、そのあたりのこと。それか ら、先ほど今後に向けての提言のところで、やはり教員それから教育委員会そのもののスキルという か、一人一人の教職員だったり指導主事も含めてですけれども、そういったスキルの向上というとこ ろで、例えばいじめ対応だったり仲直りの会だったり。マニュアルには示されていますけれども、そ れを先生方がきちんとできるような、そういったところの研修の機会というのもやはり必要なのかな と。あわせて、最後に関係者、保護者も含めてですけれども、いろいろな関係機関をうまく使ってい くというか、そういった連携を図っていく上でのスキルというかそういったところをある程度。繰り

返しますと、誰がというところと、具体的に何をするのかということ、最終的にはふだんのいじめ防止ということとそれから実際に起こってしまったときの対応、そういったところを少し整理して書いていただけるといじめ防止、ふだんの対応、起きたときということができるのかなと考えました。以上です。

(小野部会長)

ありがとうございました。もともとの議題としては追加項目の話だったんですけれども、多くの委員の方がその前提となるような点についてもう少し考察をすべきというようなご意見も承りました。それを踏まえた上で、今度はその一つ一つを、今1から6までありますので、その内容について皆様から意見を既にお聞きしている部分もあるとは思いますけれども、まず1番のこの教師のスキル向上についてですね。今まで…

(伊藤委員)

部会長。すみません、私も発言させてください。

(小野部会長)

どうぞ。

(伊藤委員)

先ほどの髙田委員の、非常に重要な問いかけをいただいたなというふうに思います。何を再発防止 するのか。本当にこれは重要な視点じゃないですか。いじめは、これは僕はなくならないと思います。 子供の世界は大人の社会全体の反映だと思っていますから、これはもう大人全体が、私たちがね、こ のありようを変えていかないことには多分なくならないと思いますね。ただ、こういういじめが発生 した後にどう対応するかによって、結果は変わってくると思うんですよ。ですから今回やはり何が起 きているのか。これは人命が失われているということじゃないですか。ご家族、私たち、ご家族、皆 さん、ご家族が大事なお子さんを学校に送り出し、そして先生を信頼し、子供たちの幸せを願って登 校させているわけです。ここの対応一つ間違うと人命が損なわれる、こういうことがあっちゃいけな いんじゃないですか。学校にしろ、私が関係する例えばこの福祉に関わる取り組みにしろ、一体何の ためにするのかということをやはり原点をもう一度思い出す必要があるんじゃないですか。子供たち を学校に送り出している親御さんの気持ち、子供たちの気持ち、みんなやはり登校するとき不安もあ るけれども1年生で入学したときってわくわくしながら、どきどきしながら登校しますよね。そこに 多分楽しい世界、幸せになれる何かがあると期待していくわけじゃないですか。私たち大人は子供た ちに幸せになってほしい、そのための教育だと思うんですよね。今回のようなことが起きるというの はこうした、どうですか、みんな幸せじゃないですよね、これは。もちろん一番大変な目に遭われた ご遺族の気持ちは本当に察するにあまりあるんですけれども、学校の先生もそれから関係したお子さ んもみんな不幸になっているわけですよ。これを再発防止しなきゃいけないんじゃないですか。だか ら本来の学校のあるべき姿に戻すこと、そのための再発防止でなくては全く意味がない。小手先のこ とではないと思います。本当に、髙田委員のおっしゃる趣旨は、私は非常に重要だと思いますし、そ このところを前提としなければ、多分読む人の胸に響かない提言になるかなと思います。ですから、 ぜひ私たちはそういう気持ちでね、ある意味大きく構えるならば、学校の再建を担うくらいの気持ち で提言していかなくてはいけないと思います。本来幸せな場所であるべき学校がこういう悲劇が起き てしまう、この地獄絵のような状況になっている。そうしたところにまだお子さんを送り続けている ご家族もたくさんいるわけですよ。こういった状況をやはり改めるきっかけにしなければ本当に意味 がないと思います。ですから、またこうした視点で、ぜひもう少しやはり考察して皆さんと議論して、この第3章をですね、再発に向けた提言というものをもっともっと深めていく、全体をやはり深めていく必要があるんではないのかなというふうに私も今感じましたので発言させていただきました。以上です。

(小野部会長)

伊藤委員、ありがとうございました。それでは、項目の追加もいただきましたし、さらにまたあれば出していただくことにして、一つ一つに入っていきたいと思います。1番ですけども、これについても既にもう、例えば甲斐田委員から分かりやすいリーフレットなどによることが教師のスキル向上に役立つとか、あるいは鈴木委員からは研修というようなお言葉も出たと思います。この1番の教師のスキル向上に関して、何かご発言がある委員の方いらっしゃいますか。特によろしいでしょうか。伊藤委員、お願いします。

(伊藤委員)

すみません、続けて発言して申し訳ありません。これは、資質の部分に関わる話かなというふうに 実は感じるところがあります。対応だとか、対応方法とかですね、技術的なことではないような気が します。やはり、例えばですね、本当に子供たちに寄り添っていけるのか、子供たちを守っていける のか、まず感受性の部分も含めて、教師の資質、ありようですよね。これがまず、こうした視点も私 は必要かなと思うのが一つです。もう一つは、やはり学校の先生の所属する、まあ教育委員会も含め たこの組織の在り方、もともとすばらしい資質を持った先生がなぜこういうような、今回、何人かの 委員の方がおっしゃいましたが、まるで自らには責任がないかのごとく発言をされる、こういうこと があったと思います。これは、もしかしたら学校教職員の置かれている組織内での様々な問題点があ るのかもしれません。その辺り、私はあまり見識がありませんが、資質の部分、そして教職員のこう いう組織的な位置付け、ストレスや様々な業務の中でどう対応できるのかというところまで踏み込ん だ視点が必要かもしれないと思いました。以上です。

(小野部会長)

ありがとうございます。今の教師のスキル向上の点については、今、伊藤委員の資質の指摘もございました。専門的知見から、鈴木委員は何かこの教師のスキル向上に関してご意見ございますか。

(鈴木委員)

よく資質・能力という言い方をしますけれども、資質というのはどちらかというとやっぱりその教員そのものが持っている根本的なところだと思うんですけども。ただ、それってなかなか変わりにくい、変えにくいというところもあって、能力のほうはある程度こういった研修とか、いろいろな体験によって高めることも可能だと思います。そういう意味で、ここに書いてある実践的なスキルを高めていくというのは、やっぱりいろんな先生方一人一人の経験とか、それからいろんなところで研修を受けたりとかということで深めていくことができる。やっぱりあと資質の部分については、やっぱり心掛けというか呼び掛けというか、そういったところをしながら個々人が自分の中に醸成していくということがあると思います。さっき、それはそれとしてですけれども、今後の再発防止に向けての提言ということで、こういったことから、(1)から(6)までということがありますけれども、この辺りがもしかしたらある程度の幾つかの、例えばスキルだったら、そういった高めていくところという個々人、教員個々人に関わる面であったり、それから協議の場というか、組織的な対応を深めていく場面であったり、それから今度は組織としての在り方というか、例えば情報の共有とか役割分担とか

ってありますけれども、そういったところとか、それからこういった事案があったときの対応ということで、(6)は適切な事後の対応とありますけれども、そういった対応の在り方とか、幾つかの観点に分かれるのかなと思って見ています。そうすると、もしかしたら不足部分というのが出てきたりして、例えばスキルというのもあるんですけれども、やっぱり事の重大さというのをきちんと教員が判断できるような聴き取りばっかりじゃなくて、そういったスキルも必要だし、それから具体的にどういうふうに対応していくのか、もしかしたら仲直りの会に含まれるかもしれないんですけれども、そういった対応であったりということで、こういったいじめに対する対応の、正に状況を見て具体的な対応をして、事後をどういうふうにしていくのかという意味の教員の実践力であったりとかということもあるので、これ、もしかしたら幾つかのグループに分かれて提言ができるのかなって思っております。以上です。

(小野部会長)

ありがとうございます。原案執筆の私のほうで今の鈴木委員の修正案をどうもうまく受け取れない 部分もありますけれども、また改めて具体的にこれを膨らませるような修正がありましたら教えてい ただければと思います。新免委員、ご意見ございますか。

(新免委員)

少し発言させてください。先ほどの鈴木先生のご意見、なるほどと思うことは実際たくさんありま した。そこまでやっぱり厳密に、そして綿密に考えなきゃいけないということもおっしゃられました。 教えられました。それと同時に、私はこうも感じたのです。スキル、技術ということですね。恐らく、 先ほど先生もおっしゃったリスクマネジメント、それからクライシスマネジメント、これはもう学校 には基本的に機能していなくてはならない部分だと、私もそう認識しているつもりです。そういった 方向でのスキルが向上した場合、教師のマネジメントのスキルは向上しても、実際の生徒たちにそれ がどのように好影響を及ぼすのかというようなことをちょっと私は感じたりしたんです。これは鈴木 先生のご意見を非難してるんじゃなくて、そういったことも感じました。教師のスキルが向上すると いうことと、生徒の現実との間にはちょっとずれが生じてもおかしくないと思います。私はもっとこ ういうふうにも感じたんです。これはまあ理想論かもしれませんけども、確かに教師に向いている人 っているのかもしれません。あるいは、失礼な言い方かもしれないけど、教師にあまり向いていない 人もいるかもしれない。けれども人は教師の資格を持って学校で働くようになって教師になっていく んだと思います、時間をかけて。私はそう理解するわけです。つまり教師は管理者になって、管理者 になっていくんじゃなくて、マネジメントのスキルがどんどん付いていく、そういったような意味で の管理者になっていくんじゃなくて、もっと素朴に生徒と触れ合う人間、あるいは教師になっていく んだと私は思います。もし教師が職業的に生徒と関われば、生徒が距離を持つのは当然じゃないかな と。それがさっきから話題になってる仲直りの会にも少し表れてるなということは危惧されますね。 そう思いました。鈴木先生、いろいろと示唆を与えてくれてありがとうございます。

(小野部会長)

安保委員はこの点どうですか。

(鈴木委員)

今のことに対してお話、よろしいですか。やっぱり先生方もいろんな状況があると思うので、子供の実態に応じて対応していく力を高めていくっていうか、そういった場っていうのは自分なりの課題 意識だったり、それが組織的に行われたりとか、いろんな場面があるので、正にそれは子供の状況に よって自分を変えていかなくちゃいけないというのが当然あると思います。それが1点目ですけれども、二つ目、教員に向いてる、向いてないっていうのがあると思うんですけれども、やっぱり教員になった以上、子供の状況によって自分も少しずつ変わっていくと思うんですよね。それはスキルではなくて、自分が教員に対する思いというか使命感というか、それはやっぱり子供との対応によってだんだん変わっていくので、先生方もそういった意味で、資質、正に資質ですけれども、そういうのが変わっていくなと私は思っております。ただ、それがうまくいく場合とそうでない場合も、それから子供の状況によってなかなかうまく出せない人もいるしということも様々あると思うんですけれども、それは本当に保護者の方がいろいろ見ていただきながら、足りないところは足りないよと言っていただきながら教員自身も成長していくのかなと思ってます。以上です。

(小野部会長)

ありがとうございます。安保委員、お願いします。

(安保委員)

結構、鈴木委員と重なるところが多いかなと思いますけれども、スキルといってもいろんなスキル があるだろうというふうに思います。本件に関してと、一般的にもそうでしょうけども、まず、何と いいますか、事案への対応というのは多分マニュアルは一応あるでしょうけども、杓子定規にそれに 従ってやっていけばいいというものではなくて、その案件案件、あるいは子供たちに対応した形で行 われる必要があるんだろうと思います。なので、そういった意味では、子供に対するアセスメントの スキル、この子はこういう子供だからこういうアプローチが有効だろうとか、こういうアプローチは やめておいたほうがいいだろう、そういうふうに一人一人の子供に応じた対応をすることが大事なん だろうなというふうに思います。基本的にこれは3番の仲直りの会のほうにも関わってくるんですけ ども、やはり、さっきは何の予防か、予防じゃない、対策かということですが、基本的に私は些細な 出来事が半年近くにも及ぶ長期欠席、不登校に発展してしまったことの対応策というふうに考えてま すけども、その原因としては、一番最初のボタンの掛け違えは仲直りの会の失敗にある。これはもち ろん、さっきの仲直りの会のときに関して述べましたように、一義的に否定されるものではないけれ ども、この関係児童、当該児童に関しての今回のアプローチはまずかったんだろうなというふうに思 いました。なので、どういうふうにアプローチしたらうまくいくんだろうかという、そういう見立て る力というのがまず大事なんだろうなというふうに思います。いろいろ混ざってしまいました。個々 の児童生徒に対しての見立てる力、それからマネジメントしていく力、そういったものが大事なんだ ろうなというふうに思います。以上です。

(小野部会長)

ありがとうございます。髙田委員、ございますか。

(髙田委員)

一つは、この先生方に資質がなかったっていうことは僕には言えないですね。資質があるからやっぱり先生をやっていたんだと思いますし、どうその資質を引き出せるかというところが議論になるんじゃないのかなというふうに感じています。あともう一つは、スキル向上というよりも、スキルはあるんだと思うんですけども、結局うまくいかなかったのはスキルをうまく生かせなかった、あるいはスキルが今のところ乏しいことに気が付かなかったっていうところが問題なんじゃないかと思いますので、その方法で、一連の流れを見てると、自分の対応が悪かったんではなくて、子供のありようが悪いんだというふうに、何かそういうふうに話を持っていこう、持っていこうとする様子が、子供

のせいにしたがるような感じがすごく感じるんですよね。そういうところがやっぱりスキルが乏しいんだと思うんですけども、そういうスキルが乏しいところをどう先生方に気が付かせてあげられるかっていうところが一番の課題なんじゃないかなというふうに感じています。以上です。

(小野部会長)

ありがとうございます。1番についてはこの程度にして、2番に移ります。甲斐田委員。伊藤委員。 じゃあ甲斐田委員から伺います。

(甲斐田委員)

すみません、私、まだこの項目については申し上げてなかったと思うんですけど、私も髙田委員と 同じ聴取に当たっていたと思うんですけれども、子供のせいにしようというような姿勢、私も髙田委 員同様に強く感じました。今回の件について、学校側、先生側の問題点について直視しないで、子供 のせいというような姿勢は非常に強く感じました。項目としての教師のスキル向上というようなとこ ろなんですけれども、私もこの学校の先生方が全員そろいもそろってスキルと資質に欠けているとい うふうには思われないんです。それぞれに、部分的にはね、常識的なことをおっしゃるところもある し、むしろ全員がね、スキル、資質に欠けているわけでもないにもかかわらず、仲直りの会において も、このいじめの重大事態該当性の判断においても、みんながそろいもそろって同じ理由で同じよう に間違えるというようなところ、それは個人のスキル、資質というよりも、何だろう、ものすごく高 い同調圧力であるだとか、誤りを認めることを避ける。例えば仲直りの会のことについても、あの仲 直りの会の問題、いわゆる法令通達とか理屈の面から見てもおかしいし、あとはもう人間性としての 常識の問題としても、泣いてる子供に何でそんなことさせるのというのはもう専門教育を受けてなく ても人間として普通にね、感じるような、だから理論的な法令通達の側面から見ても、常識や人間性 の側面から見ても、問題を感じた先生が一人もいなかったとは思われないんですよ。でも、誰も止め なかった。後から当該児童がそれに非常に苦しんでるっていうようなところをうかがい知るようなエ ピソードはいっぱいあって、その中でね、途中でも誤りを認めてあのやり方は悪かったねっていうふ うに先生が声掛けてあげれば、当該児童の苦しみもね、また違ってきたとは思うんですけれども、そ れも一切なかった。スキル、資質に欠けてる、欠けてないの判断はできないけれども、全員が全く欠 けていたというような前提に立つのもおかしい話で、でも異論を言えないっていうような、異論を言 えないし、誤りを認められないというような強い同調圧力ですよね。まさしく、何というか、いじめ とも似たような構造なんですけれども、何かものすごく強い非を認められない同調圧力っていうよう なものが学校の中にあったのではないかなというふうに、まあ一つの考え方ですけれども、考えてま すので、求められるスキルや資質っていうのは、何だろう、いじめを見抜くとか人間性を磨くとかっ ていうようなことではなくて、すごい、学校の先生、何かもう基本、何かね、学校の先生だか生徒だ か分かんないようなこと言いますけれども、おかしいことはおかしいと言える力ですよね。理論武装 してもいいんです。だからマニュアルとかに照らすと、これおかしいですよねって言えるだけでもい いし、もう人間としてね、こんな泣いてる子にそんなことをさせるのはひどくないですかって言える ような力でもいいし、異論を言って、それを引き受ける力みたいなのがここでスキル、資質というの は、だから、いじめを見抜くとか知識を付けるとかいうようなところとは違うところにあるんじゃな いのかなというふうには思いました。以上です。

(小野部会長)

伊藤委員、お願いします。

(伊藤委員)

私も若干誤解があるといけませんので、本当に先生方に皆さん資質がないとか、そういうふうに言 うつもりはありません。ただ、資質面の視点は必要だろうなというのがまず一つと、ちょっと言葉が 足りなかったところを加えるならば、子供と対応する場合の教員の姿勢、関わる場合の多分姿勢に関 わる部分なのかなという気もします。つまり、仲直りの会の対応というのが、あなたはここが良くな かったよね、だからここの部分についてどうなの、こちら側のあなたはここがまずかったよねってい うようなやり方だったというふうに聞いてます。やっぱり学校の先生っていうのは物事を教えるって いう、こういう職業、そういう側面がありますので、どうしてもやっぱり上下の関係で関わるのかな という気がします。ただ、一方で先ほどから子供の意見を酌み取るとか聞くという、こういう必要性 があるよっていうことが新免先生も私も繰り返し発言をさせていただいてるわけです。このためには ですね、やっぱり時にはこういういじめが起きてしまったことをごめんねと、学校の先生が悪かった わねっていうふうに子供に頭を下げたり保護者に頭を下げるという、こういう姿勢ですよね。これは 一つの象徴的な例ですけれども、何も学校の先生が神様じゃないわけですから、全てね、完璧にこな せるわけじゃないんですよ。教師に対して今求められるいろんなこういうスキル向上だとか資質の向 上だとか、本当に先生方も大変だと思います。これは一方で、先生たちももうちょっと高いところに おらずにいつまでもですね、もう降りてきなさいよと、一緒にね、お父さんお母さんと一緒に、そし て子供たちと一緒に、同じところからね、時にはごめんねと、ごめんなさいね、私たちが悪かったわ っていうような姿勢、この辺もあるのかなと思いました。ちょっと付け加えて申し上げたいというの がそれです。それとですね、今のこれ5ページっていうんですかね、再発防止に向けての提言の1番 のこの表記ですけれども、教師がいじめの聴き取りを行う場合のというところもちょっと狭いのかな と。これはやっぱり対応全般に関わる部分かなというふうに、教員、教師がいじめと対応する場合全 般があると思いますよね。ですから、聴き取りに限らず、もう少し幅広いこの教師の在り方、教員の 在り方みたいな、対応の仕方とか在り方みたいなところに関わる表記に改めていただいてはいかがか なというふうに思いましたので、はい、以上です。

(小野部会長)

ありがとうございます。伊藤委員の最後のご指摘は、このスキルの対象が聴取のスキルに限らず、 もう少し広い範囲で考えたらどうかと、修正したらどうかというご意見というふうに伺ってよろしい ですか。

(伊藤委員)

はい、そういう意味です。それからまた、スキルというところにもこだわらずに、もう少し、この表記の文末のほうも幅広く含めるような言葉にしていただけると。どうしてもスキルというと、やっぱり技術面に想起しますので、この辺りも再検討していただければと思います。以上です。

(小野部会長)

分かりました。ありがとうございます。1番についてはこの程度にさせていただいて、2番目の保護者への連絡と再発防止のための協議に移ります。この点について、何かご発言がある方いらっしゃいますでしょうか。原案としては、保護者への連絡をもっときめ細かく行うべきではなかったか、そして保護者が学校に対して不信感を持たないようにもっと努力するべきではなかったかというような書き方で書いておりますけれども、この内容を含めて、この2番の項目についてご発言がある委員はどうぞおっしゃってください。特にございませんか。ございませんであれば、また出てきたところ

にまた帰れますので、取りあえずはじゃあ今のところは特段の意見がないので、3番のほうに移ります。3番はいよいよ仲直りの会の在り方ということに入りまして、これはまあ従前の第2章の中でかなり突っ込んだ、検討してきたところでありますけれども、改めてここでまあ仲直りの会の在り方として、まあここで書いたことは事前の段取りが十分でなかったということと、いじめを前提としていじめ対策の一環として行われるっていうことの認識共有が必要ではなかったかという点の2点の指摘だけにとどまっております。もう少し厚くするためには、ただ、前に書いてあることと重複する必要はないんですけども、何かこの点についてはご意見伺えればと思います。いかがでしょうか。まあ前の議論と重複してしまいますけども、整理のために申し上げると、仲直りの会を開いたこと自体、開催自体については皆さん問題はないとおっしゃるんでしたか。それとも、開催自体が良くなかったんじゃないかというご意見もございますでしょうか。どうでしょうか。伊藤委員、お願いします。

(伊藤委員)

こちらの表記の部分にも書いてあるんですけれども、仲直りの会というのは、いじめ対応の中の非常に終結近くに位置付けられる、それもそれまでのいきさつを踏まえて開催するかしないかを十分に慎重に検討して行うべきものだというふうに、この市教委の中には示されていますし、これがそういう位置付けでなされたのかどうなのかというところがまず1点あると思います。これはやはり安易に仲直りの会を実施するということがどうなのかという問題提起もあっていいんじゃないかなというのが私の見解です。長くなりますので、このぐらいにさせていただきます。

(小野部会長)

ほかのご意見、ございますでしょうか。私から伊藤委員にちょっとお尋ねしたいんですけども、本件で仲直りの会を学校が行わなかったとすれば、何かそれに代わるものを何かやればよかったということになるんでしょうか。それとも何もする必要はなかったということになりますでしょうか。

(伊藤委員)

仲直りの会を開催するまでに、まず仲直りの会の目的が今回はお互いに、何ていうんですか、非を認めて仲直りしましょうという、こういうですね、事前の先生たちのシナリオがあったように見受けられます。いじめ対応の基本は、被害児童に対してきちんとですね、あなたを守り通すよと、そして安心感を持たせて対応していくということだと思います。例えば双方に仮に非があったとした場合には、1件ずつのいじめの対応をしていくべきだということもきちんとそのマニュアルの中にも市教委のほうは示していますよね。そういう意味でいうと、今回のこの仲直りの会の開催方法というのは、いじめ対応としては不十分な取り組みではなかったのかなというふうに私は言いたいわけですが、よろしいでしょうか。ご理解していただけるでしょうか。

(小野部会長)

ありがとうございます。そのほかに、ここでこの仲直りの会の在り方について、こういう点も補充 したらどうかというようなご意見踏まえてご発言のある方はどうぞお願いします。鈴木委員、ござい ますか。はい、どうぞ。

(鈴木委員)

ありがとうございます。実はこれ、さっきちょっとお話ししたことと重なるんですけれども、今後の対応という、再発防止に向けての提言ですので、やっぱり学校内にとどまるところと、それから教育委員会とかっていう関係だったり、あと保護者の方との連携だったりっていうところがあるので、それを踏まえてちょっと柱立てを仮に考えたとすると、今の例えば仲直りの会の在り方っていうのは、

いじめに対しての対応ということがあって、実はその前段としてはいじめそのものをどういうふうに 認知するのかとか、それから仲直りの会っていうのはそれをどういうふうに解決していくのかってい う部分の仲直りの会の位置付けであったり、それから普段の対応であったりというのがあると思うん ですけれども。そういったことを考えると、例えばいじめ対応の在り方っていうくくりであったり、 それから組織的な対応、事後の連絡っていうのがありますので、情報共有ですかね。それから負担軽 減もあるんですけれども、そういった学校組織としての在り方っていうか、そういうのがあったり、 それから、この中には子供への対応という部分でどういうふうに認知するのかというのもありますの で、個々の児童への認知、個々の児童の認知というか、どういうふうにお子さんを見てやっぱりこう いった対応が必要なのかっていうのをやっぱり教員自身が分からなければいけないので、そういった ところとか、それからやっぱり落としてはいけないのは教育委員会の対応とか、最後にやっぱり学校 として、それから教育委員会もそうですけれども、リーダーシップの在り方とか、そういったところ の柱立ての中にこの仲直りの会も入るのかなということがあります。やっぱり仲直りの会っていう、 実際に起こってしまったときの対応としての事後になるんですけれども、やっぱりその前の事の重大 さっていうのは我々教員が認識する、認知するっていうところもあるので、細かい個別のことを起こ していくのか、ないしは組織的対応と情報の共有化っていうと少しちょっと大きくなるので、その大 きく扱うのか、その辺りもちょっと項目そのものをそろえてあげると、学校の、ないしは教育委員会 の再発防止に向けての提言の柱立てっていうのは見やすくなるのかなと感じます。以上です。

(小野部会長)

ありがとうございました。髙田委員、お願いいたします。

(髙田委員)

各項目が結局は再発防止に向けての提言ということなので、じゃあその仲直りの会っていうか、やっぱりいじめの対応としてはいわゆる仲直りでなくても関係改善の時間は必要だっていうところで、この場合は仲直りの会ということを設けたということだと思うんですけれども、その場合にやっぱり関係改善する上で、じゃあその会を開くときの前提がどうだったのか。こういうことはちゃんと、内省ということが無理っていうんであれば、指導がちゃんとその子に入っているかどうかが確認できてるかとか、できれば提言としてはチェックリストがつくられて、これとこれとこれが満たされてるので、じゃあ関係改善に向けてやりましょうということと、あとその在り方ですよね。いじめの対応としてやるんであれば、やはりお互いさまを持ち込んではいけないというのは鉄則なので、方法論としてやっぱり今回の仲直りの会はやっぱり間違ってしまってるわけですけど、それに気が付けるか気が付けないかというところはまたスキルの問題になってくると思うんですが、泣き出してしまったり、うまくいかなかったときにどう撤退するかとかですね、どういうふうに修復するかとか、教師からうかがえるところは時間に追われて終了しましたというところが見えてくるんですけれども、そうではなくて、じゃあ2回目どうしますかとか、事後対応をどうするかとか、そういう在り方をもう少し明確にできるような提言ができればいいんではないかなというふうに感じました。以上です。

(小野部会長)

ありがとうございます。どうぞ。

(髙田委員)

あともう一つ、やっぱり先ほどから何回も出てくる、子供に向き合う姿勢がどうだったのかという ことだと思うんですよね。その仲直りの会を設けることは否定はしませんけれども、結局、子供に向 けての姿勢なのか、それとも、言い方が悪いですけど、学校という組織に向けての姿勢なのかというところで、ちゃんと、どういう姿勢をもってその仲直りの会を設けるのかというところも提言などに盛り込めたらいいんではないかというふうに感じました。

(小野部会長)

新免委員、どうぞ。

(新免委員)

ご指名ありがとうございます。今、仲直りの会について、皆さんの意見を聞いて、私以上に皆さん 方のほうがかなり厳密に考えていらっしゃるような気がしました。しかし、私はやっぱり、これは論 点整理のところでも仲直りの会のところで私がいろいろ繰り返し言ってきたことでもあるんですけ ども、制度とか仕組みとしての仲直りの会はやはり限界があると思うんですよね。髙田委員がおっし やった子供に対してなのか、あるいは組織としてのことなのかと、そういった問いはここでは提言に 盛り込んでもあんまり効果が期待できないような気がします。むしろ表現とすれば、手続や制度とし ての仲直りの会にするのではなくて、具体的に先生たちが具体的に保護者も含めて一緒に動いていく、 保護者と一緒に、子供たちがもちろん中心であるけども、一緒に学校運営、学校形成していくという、 そういった視点のほうが私は重要だと思います。実際、小野部会長と私が行った学校関係者への聴き 取りの中で、その学校関係者はうまくいってるとおっしゃってたんですよ。本当に見事なまでに。何 の問題もありません。ほかの生徒たちから、そのことで何かあそこに行ったからどうのこうの言われ ることもなかった。何事も問題がなかったかのような言い方をされていたと私は記憶しておりますけ ども、また改めて皆さん方、その記録をお読みください。となるとですよ、仲直りの会を普通どおり の文言として盛り込むだけだったら、自分たちはちゃんとやりましたと、こうなると思います。そこ が私はとても気になるわけで、私たちの意見はそれぞれ正論の部分は確かにあるかと思いますけれど も、当該小学校の関係者はそれをやったつもりでいるわけなんですよ。それならば、そういった制度 や手続だけでは不十分だというような言い方がどこかに必要じゃないかなと、私はそう思いました。 これはこれまでの意見の繰り返しです。どうも失礼いたしました。

(小野部会長)

ありがとうございます。そのほかにご発言ございますでしょうか。よろしいですか。伊藤委員、お願いします。

(伊藤委員)

すみません、今、新免委員がこの再発防止の提言をいかに有効なものにしていくためにどうしたらいいのかというご発言だったと思うんです。この項目立てのところの再考が必要なんではないかなというふうにおっしゃってるんじゃないかなというふうに思います。これは先ほどの鈴木委員がおっしゃったこともそういうことだったと思いますね。つまり、いじめ対応全般の中に仲直りの会があるので、これだけをピックアップするということにはちょっと難しいんじゃないか。髙田委員も、この仲直りの会の姿勢ですよね、こういうことも含めて教員の姿勢に絡む話じゃないかというようなお話だったと思います。実際この仲直りの会というのは、市教委のマニュアルの中にもきちんとですね、こうすべきだ、この辺に注意点があるんだということを示しているわけですよね。そうであれば、なぜこのマニュアルをきちんとですね、活用できなかったのかというような視点から取り上げることもできる。また、この仲直りの会に限らず、一つはせっかくあるこのいじめ防止マニュアル、対応のマニュアルですよね、これが十分活用されてきたか、こなかったわけですから、これをどう活用していく

のかという、こういう論点もあっていいかと思うんです。またですね、先ほどから申し上げている学校の先生の姿勢だとか、ありようですよね、こういう視点から論じる論点を立てるのもありだと思いますし、それから子供の権利擁護、意見表明をどう酌み取っていくかという視点からの指摘もあると思いますし、ちょっと細目になり過ぎてる感がありますので、少しこの辺の項目立てを再考していく必要があるんじゃないかなと思いました。以上です。

(小野部会長)

ありがとうございました。それでは、仲直りの会の在り方についてはこの程度にさせていただきま して、4番、組織対応と情報共有ということに移ります。ここで提起してる問題点としては、学校と しては組織的な対応をしたと。6月28日に校内対策委員会を立ち上げたというふうに言っておりま す。しかし、そうはいいながらも、その組織の中での情報の共有とか、あるいはその方向性について の一体性とか認識の共有化ということがなされていなかったんではないかと。そのような視点から、 そこをもう少し改めて、きちっと情報を共有した上での一体的な組織として対応すべきでなかったか というようなことになっております。この点についての委員のご意見があればお聞きしたいと思いま す。いかがでしょうか。すみません、今、安保副部会長からご指摘があって、少し予定時間をオーバ 一していたようですので、次の項目、この4番には移らずに、今日はこの再発防止に向けての提言の 1、2、3まで終わったことにして、次回、4から進めていくことにさせていただきます。よろしく お願いいたします。それで、本日の議題の協議についてはここまでにしたいと思います。次回以降の 調査部会について申し上げます。議題としては、本日ご遺族から要望書をいただきましたので、この 要望書への対応がテーマに一つなります。それから、本日行いました再発防止提言の部分で議論がま だ未了の4以下の部分について議論する必要があります。それから、三つ目として、この間に行われ た追加の聴き取り調査の結果を共有する必要がございます。それから、四つ目として、第1章の総論 について議論をできればしたい。そして、五つ目として、第3章の外部機関、これは鈴木委員執筆部 分に当たると思うんですけれども、この辺りについてもまだ議論未了でございましたので、以上の五 つを次回の議題として、もちろんできる範囲でやります。また、私のほうでこの議題をどのような順 番で議論するかについては検討したいとは思いますけども、一応次回の議題は今申し上げた五つとい うことになります。開催日時は、現時点では7月27日火曜日の19時からを予定しておりますが、 よろしいでしょうか。いま一度、ノート等でご確認ください。7月27日19時から次回の部会を行 います。皆さんよろしいということですね。それで、次回も遠隔地の委員の皆様はリモート会議形式 になると思います。委員の皆様、よろしいでしょうか。はい、それではそのようにさせていただきま す。それでは、次回も事務局はリモート会議の準備をよろしくお願いいたします。それでは、次回の 公開、非公開について協議したいと思います。今、次回以降の議題として挙げたうち、ご遺族からの 要望書への対応、あるいは第1章総論、あるいは第3章外部機関についての議論は、以前、公開が難 しいという意見が出されていたと思いますが、いかがでしょうか。このようなことを考えると、次回 は非公開が適当かと思いますけども、反対の意見の方、いらっしゃいますでしょうか。よろしいです か。安保委員、どうですか。どうぞ。

(安保委員)

ちょっと聞き落としたんですけども、今日の続きの4番目以降でしたっけ、そこは公開でと。それ 以外は非公開でということでしたか。

(小野部会長)

順番ですけどね、はい、はい。

(安保委員)

構いません。

(小野部会長)

はい。今、もう一度繰り返しになりますけども、ご遺族からの要望書への回答の部分、それから第 1章の総論、それから第3章の外部機関については、ちょっと公開にはふさわしくないと思われます ので、これは非公開でよろしいでしょうか。そして、本日行った第3章の再発防止提言の残りの部分、 これについては公開できるということで考えたいと思うんですけども、よろしいでしょうか。はい。 じゃあ、特に異議がないということであれは、そのようにさせていただきます。最後に、8月の日程 を組ませてください。お預かりして、提出いただいている資料に基づいて腹案を申し上げますと、8 月も頑張って2回やりたいと思います。第1は8月18日の18時から、これは全員が丸というお答 えですが、大丈夫でしょうか、委員の皆様。8月18日18時から。遠隔の先生はまたリモートでよ ろしいと思います。それからもう一つは、8月26日木曜日、これは19時からということで、髙田 委員のご都合もありますので、19時からというふうにさせていただきます。したがって、あと7月 中にもう一回、それから8月に18日と26日と2回、そのように行います。8月18と26の公開、 非公開については、その直前の最後の段階で協議議題との関係を見ながら決定したいと思います。よ ろしいでしょうか。もう一度、次々回は8月18日の18時から、その次が8月26日の19時から 開催したいと考えますので、特に不都合の委員の方はいらっしゃらないということでよろしいですね。 はい、それではそのように、あと2回先までの予定を入れておいてください。お願い申し上げます。 委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいですか。はい。それでは、これで本日の協議の 部分を全部終了いたしまして、司会進行を事務局にお返しいたします。

(事務局)

小野部会長、ありがとうございました。以上をもちまして、仙台市いじめ問題専門委員会(第30回仙台市立小学校児童の死亡事案(平成30年11月)に係る調査部会)を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。